

1 ◎設置者別学校数及び児童生徒学生数

		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大 学	短 期 大 学	高等専門学校	盲学校	聾学校	養護学校
国 立	学校数	49	73	76(2)	15	99	19	54	1	1	43
	(割合・%)	0.3	0.3	0.7	0.3	14.8	3.4	87.1	1.4	0.9	5.3
	児童生徒学生数	6,819	47,260	33,647 (1,417)	8,787	622,679	6,808	50,177	181	272	2,614
	(割合・%)	0.4	0.6	0.8	0.2	22.5	2.4	88.0	4.5	4.0	3.2
公 立	学校数	5,883	23,719	10,429(1)	4,146	74	51	5	68	105	763
	(割合・%)	40.9	99.0	93.2	75.7	11.1	9.1	8.1	95.8	98.1	93.3
	児童生徒学生数	360,962	7,182,433	3,724,711 (236)	2,865,102	112,523	19,941	4,604	3,720	6,493	77,958
	(割合・%)	20.6	98.4	93.3	70.5	4.1	6.9	8.1	93.0	95.1	96.0
私 立	学校数	8,443	172	686(4)	1,318	496	489	3	2	1	12
	(割合・%)	58.7	0.7	6.1	24.1	74.1	87.5	4.8	2.8	0.9	1.5
	児童生徒学生数	1,385,641	67,227	233,553 (513)	1,187,867	2,030,503	262,449	2,236	100	64	670
	(割合・%)	79.0	0.9	5.9	29.2	73.4	90.8	3.9	2.5	0.9	0.8
合 計	学校数	14,375	23,964	11,191(7)	5,479	669	559	62	71	107	818
	児童生徒学生数	1,753,422	7,296,920	3,991,911 (2,166)	4,061,756	2,765,705	289,198	57,017	4,001	6,829	81,242

※「中学校」欄のかっこ内は中等教育学校の値を示す(ただし、外数)

2 初等中等教育分野における国と地方の役割

(1) 基本的な役割分担

- 初等中等教育（幼稚園から高等学校までの学校教育）においては、住民により身近な地方公共団体が主体であり、公立学校の設置運営等を実施
- 国は、教育制度の枠組みの制定、学校設置基準や学習指導要領等の基準の設定、教育条件の整備に関する支援、指導・助言・援助等を行うことにより、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上を図る役割を担う。

【参考】国と地方公共団体の関係

国	地方公共団体	
	都道府県	市町村
制度の枠組み 基準の設定 教育条件整備のための支援 指導・助言・援助	広域的な処理を必要とする教育事業の実施と学校の設置管理 市町村への教育条件整備のための支援 市町村への指導・助言・援助	学校の設置管理 教育に関する各種事業の実施
↓ 全国的な教育水準の維持向上	↓ 住民により身近な地方公共団体が初等中等教育の主体	

(2) 国、都道府県、市町村の事務

	主な事務事業
国	◎基本的な教育制度の枠組みの制定 ・「学校教育法」による学校教育制度の制定 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育制度の制定 ◎全国的な基準の設定 ・学校の設置基準の設定 ・学習指導要領等の教育課程の基準の設定 ・教科書検定の実施 ・教員免許の基準の設定 ・学級編制と教職員定数の標準の設定 ◎教育条件整備のための支援 ・公立小中学校等の教職員の給与費や学校施設の建設等に要する経費の国庫負担 ・教科書の無償給与 ◎教育事業の適正な実施のための支援措置 ・教育内容や学校運営等に関する指導・助言・援助
都道府県	◎広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び学校等の設置管理 ・市町村立小・中学校等の教職員の任命 ・都道府県立高等学校等の設置管理 ◎市町村における教育条件整備のための支援 ・市町村立小・中学校等の教職員の給与費の負担 ◎市町村における教育事業の適正な実施のための支援措置 ・教育内容や学校運営等に関する指導・助言・援助 ◎高等学校以下の私立学校に関すること ・高等学校以下の私立学校の設置認可・指導・助言、経常費助成、生徒に対する育英奨学
市町村	◎学校の設置管理 ・市町村立の小・中学校等の設置管理 ◎教育事業の実施 ・教育に関する各種事業の実施

3 教育委員会制度について

〔教育委員会制度の意義〕

- 人格の完成を目指して行われる教育において、その中立性の確保は極めて重要。教育行政の執行に当たっても、特定の党派的、宗派的影響力から中立性を確保するとともに、安定性、継続性の確保を図ることが必要。
- ▼
- そのため、選挙で選ばれる知事や市町村長から独立した執行機関として教育委員会を設置。

〔教育委員会制度の仕組み〕

- 教育委員会は、非常勤の委員をもって組織。委員の合議により、基本的方針等を決定。教育行政の専門家としての教育長が、事務局を指揮監督して具体の事務を執行。
- 教育委員会の委員は、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有する者から任命。任期は4年で再任可。
- 教育長は、教育委員会が、その委員のうちから任命。

【参考】教育委員会の組織のイメージ

